

さらに重要性を増す外国人技能実習制度（第3回）



松本光正社労士・行政書士・診断士事務所

I はじめに

「外国人技能実習生」に皆さんはどういったイメージをお持ちでしょうか？

「失踪」、「人権侵害」、「奴隷労働」などといった、負のイメージかもしれません。

おそらく、新聞やテレビの報道で目にされたことによるものでしょう。

日本の現場を支えていると言ってもよい技能実習生は、今31万人を超えています。

それではなぜ、技能実習生は失踪するのでしょうか？

そこには技能実習制度を巡る構造上の問題が大きく関わっています。

最後までお読みいただければ、ご納得いただけると思います。

技能実習制度は問題が多いので廃止すべきではないか、という議論はずっと以前からありました。しかし政府の出した答えは、廃止するどころか、新しい在留資格「特定技能」の土台の役割を果たしてもらおうというものでした。

日本で実習して身につけた技能を本国に持ち帰って活かしてもらう前に、一定期間、人手不足の現場で引き続き就労してもらおうということになったのです。

そういった意味で技能実習制度の重要性はさらに増してきていると言えます。

実際に受入れた企業からは「本当に真面目に働いてくれて助かっている」、「外国から若者がやって来てくれて、社内が明るくなった」

といった声も多く聞こえてきます。

技能実習制度をうまく活用することで企業が活性化しているという好事例はたくさんあります。

今回は、技能実習生制度の理念と現実、そして制度が抱える問題点についてお話したいと思います。

II 技能実習制度の理念としくみ

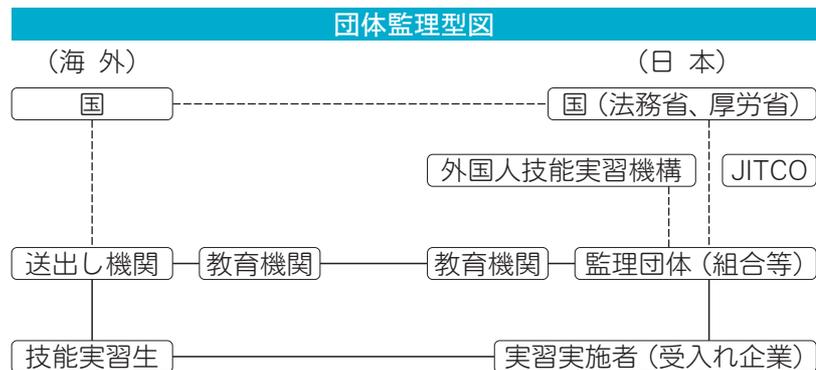
この制度の理念は、開発途上国が必要としている技能について、日本に来てそれらを実習してもらい、本国のそれぞれの職場に持ち帰ってもらい、広めてもらおうというものです。そうすることで、その企業が発展し、ひいてはその国の発展に寄与できるという、技能移転・国際協力の制度です。

決して日本の人手不足を補うための制度ではないということを心に留めておかねばなりません。

技能実習制度には、企業単独型と団体監理型というものがあります。

ただ、企業単独型は一部の大企業が活用しているにすぎず、全体の96.4%が団体監理型となっていますので、ここでは、団体監理型のしくみをご説明します。

この図を使ってしくみと技能実習生受入れまでの流れを説明していきます。右半分が日本側で、左半分が海外側です。



まず、右下の実習実施者、つまり受入れ企業からです。技能実習生を受入れたい企業が、直接海外の技能実習生とコンタクトを取って、受入れることはできません。必ず図の上にある監理団体を通さなければなりません。

監理団体とは、主に事業協同組合（以下、組合）が担っていることが多いです。

そこで、技能実習生を受入れたい企業が、組合に連絡するところから始まります。技能実習制度は、職種が限定されていますので、組合は、その企業の職種が技能実習制度の対象職種になっているかを確認します。

職種に問題がなければ、多くの場合、受入れ企業の社長と組合の担当者が、図の左上の現地の送出国に面接に行きます。

送出国にはたくさんの技能実習生候補者が登録しています。面接の他に実技試験や筆記試験を実施する企業もあります。

そして、めでたく合格した面接参加者が受入れ企業と雇用契約を結びます。

技能実習生はすぐに日本へ行くことはできません。まずは現地の日本語教育機関にて、日本語や日本の職業文化等を学びます。期間は、中国の場合はたいてい3~4か月ですが、漢字も学習しなければならぬベトナム等では6か月くらい必要です。

その間に、日本側の組合と受入れ企業で、技能実習生が入国するために必要な書類を作成します。それらを、外国人技能実習機構や入管に提出し、許可が下りれば、書類を送出国に送ります。技能実習生はパスポートとその書類をもって現地の日本大使館等へ行き、ビザを取得します。

そうして、いよいよ日本に入国します。ただ、

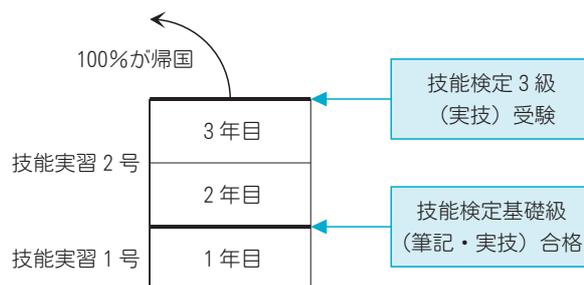
すぐに受入れ企業に行くのではなく、少なくとも1か月は日本側の教育機関にて、日本語を勉強しながら、日本での生活に必要な知識についても学びます。組合が自分のところの研修施設で行うこともあれば、日本語学校に委託することもあります。それが終われば、ようやく受入れ企業へと配属され、原則の3年間であれば、残りの2年11か月にわたり技能実習を行います。

III 技能実習制度の概要

(1) 受入れ期間

受入れることができる期間は原則3年です。

技能実習、原則3年モデル図



図のように、1年目を修了する前に、技能検定基礎級の筆記と実技試験を受験し、合格する必要があります。合格できなければ、2年目に上がることはできず帰国しなければなりません。

また、帰国前に技能検定3級の実技試験を受験しなければなりません。

(2) 受入れ可能人数

受入れることができる人数には限りがあります。

先ほどの理念にもあったように、本制度の趣旨は技能移転です。技能実習生があまりに多いと、技能を移転することが難しくなるということが理由です。

常勤職員総数	~30人	~40人	~50人	~100人	~200人	~300人	301人~
年間受入れ可能人数	3人	4人	5人	6人	10人	15人	常勤職員総数の5%

年間受入れ可能人数ですから、先ほどの図の一つの枠に入る人数ということです。つまり常勤職員総数 30 人以下の企業で、毎年 3 人ずつ受入れるのであれば、最大、3 人×3 年=9 人、までということになります。

(3) 受入れ可能職種

前提としてお話ししておきたいのは、1 年に限った受入れ（技能実習 1 号のみ）であれば、基本的に職種には限定はありません。つまり 2 年目（技能実習 2 号）に移行できないということです。

しかし、これはあまりおすすめできません。1 年では技能を十分に学ぶことができないことはも

ろん、受入れ企業側も毎年、新たな技能実習生を受入れることによる、教育、管理等がたいへんになるからです。

何よりも、現実問題として、技能実習生にとってはたった 1 年しか稼げないため、それでは後述する来日時の借金を返すと何も残らないということになります。だったら失踪して、別の職場で稼ぐしかない、という事態にすら発展しかねません。

ここでは、技能実習 2 号へ移行でき、3 年間の受入れができる職種（移行対象職種）についてお話しします。

受入れ可能職種は限定されています。

これも、技能移転という趣旨から、送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている、81 職種 145 作業（2019.11.8 現在）に限定

技能実習制度 移行対象職種・作業一覧（81職種145作業）

1 農業関係（2職種6作業）

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
畜産農業●	飼 畜
	養 豚
	養 鶏
	酪 農

2 漁業関係（2職種9作業）

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
まき網漁業	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
底引き網漁業●	かに・スヒカゴ漁業 ほたてかい・まがき養殖

3 建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名
さく井	バーカッション式さく井工事
建築板金	ロータリー式さく井工事
	タクト板金
内外装板金	内外装板金
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石積み
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左 官	左 官
配 管	建築配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	カーペット系床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事 カーテン工事
ビル用サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
フェルボイント施工	フェルボイント工事
壁 装	壁 装
建設機械施工●	押土・整地 積込み 掘 削 締固め 築 削
築 削△	築 削

4 食品製造関係（11職種16作業）

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
	食品処理加工
加熱性水産加工	加熱性水産加工
	食品製造業●
非加熱性水産加工	非加熱性水産加工
	食品製造業●
水産練り製品製造	水産練り製品製造
	牛豚肉内処理加工業●
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
	ハム製造
そう菜製造業●	そう菜製造
	農産物漬物製造業●△
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造
	医療・福祉施設給食製造

5 繊維・衣服関係（13職種27作業）

職種名	作業名
紡績運転●△	前紡工程
	精紡工程
織布運転●△	巻糸工程
	含ねん糸工程
染 色	準備工程
	製織工程
ニット製品製造	仕上工程
	染物・ニット浸染
たて編ニット生地製造●	襪下製造
	丸編みニット製造
婦人子供服製造	たて編ニット生地製造
	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服縫製
	下着類製造●
寝具製作	寝具製作
	カーペット製造●△
帆布製品製造	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
布はく縫製	ニードルパンチカーペット製造
	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
	自動車シート縫製●

6 機械・金属関係（15職種29作業）

職種名	作業名
鋳 造	鋳鉄鋳物鋳造
	非鉄金属鋳物鋳造
鍛 造	ハンマ鍛造
	プレス鍛造
ダイカスト	ホットチャンプダイカスト
	コールドチャンプダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンター

6 機械・金属関係（続き）

職種名	作業名
金属プレス加工	金属プレス
	板金加工
工場板金	機械板金
	電気めっき
アルミニウム陽極酸化処理	溶融亜鉛めっき
	陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
	機械保全
電子機器組立て	電子機器組立て
	電気機器組立て
電気機器組立て	電気機器組立て
	電気機器組立て
プリント配線板製造	プリント配線板設計
	プリント配線板製造

7 その他（15職種27作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
製 本	製 本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
強化プラスチック成形	インフレーション成形
	ブロー成形
塗 装	手積り粉層成形
	建築塗装
溶 接●	金属塗装
	鋼橋塗装
工業包装	噴霧塗装
	手溶接
紙器・段ボール箱製造	半自動溶接
	工業包装
陶磁器工業製品製造●	印刷刷行抜き
	印刷刷行抜き
自動車整備●	印刷刷行抜き
	印刷刷行抜き
ビルクリーニング	印刷刷行抜き
	印刷刷行抜き
介 護●	印刷刷行抜き
	印刷刷行抜き
リネンサプライ●△	印刷刷行抜き
	印刷刷行抜き
コンクリート製品製造●	印刷刷行抜き
	印刷刷行抜き

○ 社内検定型の職種・作業（1職種3作業）

職種名	作業名
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△

(注1) ●の職種：技能実習評価試験に係る職種

(注2) △のない職種・作業は3号まで実習可能。

されています。前頁の一覧表を参照してください。

製造業、建設業、農業、漁業が中心になっているのがわかりますが、近年、移行対象職種はどんどん拡大しています。2017年11月には、初めての対人サービス業である、介護が入りました。そして近く、宿泊が追加になる予定です。

IV 技能実習制度の現実、現場の本音

技能実習制度の理念とそれに基づく制度のしくみを見てきました。

しかし、現実には理念からは大きくかけ離れた運用がなされています。ここでは、技能実習制度の現実、現場の本音を見てまいります。

技能実習制度の現実、それは「出稼ぎ」以外の何ものでもありません。

送出し機関、技能実習生、受入れ企業それぞれの本音を見ていくことにしましょう。

(1) 送出し機関

技能実習生は面接に合格すると、送出し機関にさまざまな手数料を支払わなければなりません。ベトナムを例にとると、国からの通知で3年契約の場合は3,600 USドル（約40万円）以下と決められているのですが、実際の負担額はそれを大きく超えていることが多くなっています。

さらには、保証金を納めるよう求められることもあります。日本でのトラブルや失踪防止が目的です。3年間を無事に修了して帰国すれば全額返金するものの、トラブルや失踪があれば、没収することもあり得るといってお金です。保証金の徴収は違法であり、最近は取り締まりが厳しくなっていることから少なくなってきたものの完全にはなくなっていない。

日本語の事前教育費なども含めると、たいていの技能実習生は計80～150万円ほどの金額を用意しなければなりません。それらはほぼすべてが銀行や親族、友人からの借金で賄われているのです。

もちろん金利もかさみますから、技能実習生は来日後、とにかく早く送金して返済に充てたいと考えます。給料が入るのを待ってられないので、同僚の先輩技能実習生に借金して送金することもよくあります。ただ、借用書等を作成することは稀なので、注意が必要です。金銭トラブルに発展しないよう、少なくとも借用書くらいは作成するよう指導すべきです。

(2) 技能実習生

技能実習生は、多くが田舎の農村出身の青年です。親戚や同じ村の先輩が日本から帰ってきて家を建てたという話を聞いて、どうせ出稼ぎに行くのなら日本に行ってみようと思い、送出し機関の事務所を訪ねます。

面接の際「どうして日本へ行こうと思ったのですか」と質問すると、まずは、形式的に「日本の進んだ技術を学びたい」という答えが返ってきます。これは、面接の前に送出し機関がガイダンスを行い、こう答えるように教えているからです。

続けて、本音の部分として「将来小さなビジネスを始めたい（服屋、食堂、携帯電話販売、オンラインショップ等）」、「両親に家を建ててあげたい」「結婚のためにお金がいる」「子供を将来大学に入れたい」という答えが返ってきます。

このような技能実習生も金銭面においては、もちろん事前に自分なりの計画を立てています。例えば、100万円借金をしたけれども、日本で3年働いて300万円貯めると、差し引き200万円が残

る、といったものです。

よって、技能実習生の最大の関心事は、時間外手当の付く「残業」がどれだけできるのか、ということになります。月60時間、80時間、100時間と多ければ多いほど良い会社なのです。

入国後すぐにスマートフォンを購入し、SNSで同郷の技能実習生と繋がり、情報交換を繰り返しています。他社は残業が何時間ある、なのになぜ自分の会社は残業が少ないのか、といった不満がたまっています。しかも、その判断基準である他社とは、仲間の中で一番残業の多い会社なのですから、まず間違いなく不満をため込むことになります。

こうした考え方は、現在、国を挙げて取り組んでいる働き方改革と真逆の発想といえます。長時間労働の是正という点では、会社と技能実習生の価値観が真っ向からぶつかることになります。ワークライフバランスは帰国してから考えるので、今はとにかく稼がせて欲しいというのが技能実習生の本音です。

(3) 受入れ企業

受入れ企業は、とにかく人手不足で、いくら募集をかけても人が集まらないし、仮に採用できてもすぐに辞めてしまうという状況に悩んでいます。

そんな中、技能実習生なら3年間は辞めないし、残業や休日出勤も喜んでやってくれる、という話を聞きます。外国人だから給料も安くいいのだろう、と考え受入れに踏み切ります。

しかし、少なくとも外国人が安い労働力であるというのは誤りです。現在は、技能実習生に限らず、日本で働く外国人に対し「日本人と同等額以上の報酬を得ること」が在留資格取得の要件になっています。これを証明する書面を出さないと、在

留資格が下りないのです。

その上、組合の監理費・会費、送出し機関の送出し監理費、ブローカーの取り分、渡航費、寮費の負担、技能検定料等、日本人にはない様々な費用がかかります。つまり、日本人より高くなるのです。

結局、全然安くない、3年間ではやっと戦力になってきたと思ったら帰国してしまう、毎年新人を教育しなければならない等の理由から、受入れを止めてしまう企業もあります。

こうした現実に対応するために、新たな法律が制定されました。それが、次節で説明する「技能実習法」です。

V 「技能実習法」ができた

2017年11月に、技能実習制度に関する新しい法律「技能実習法」が施行されました。

ここでは、その内容を簡単に説明したいと思います。

技能実習法の、正式名称は、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」です。

この名称から分かるように、今後は技能実習制度が適正に運営されるように厳しく監督していきます、それによって様々なトラブルから技能実習生を守ります、という内容です。

この法律は、アメとムチの両面を持っています。まずは、ムチの方からご紹介します。

まず何より、外国人技能実習機構（以下、機構）という専門機関の設立です。これまで技能実習制度の監督に関しては入管が行ってきましたが、入管には本来の業務である在留資格の認定に集中し

てもらい、その他の監督業務は外国人技能実習機構に任せようというものです。

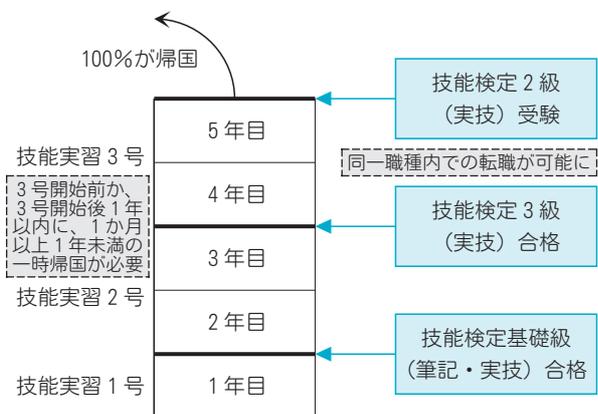
当然、監督も強化されます。監理団体には毎年、受入れ企業にも3年に1回は、事前連絡なしに実地検査が行われます。複数の機構の職員が、ある日突然やって来て、あらゆる書類をチェックし、実際の技能実習の現場へも足を運び、技能実習計画と異なる作業をしていないかを確認します。

2019年1月、大手自動車メーカーと大手家電メーカーが、こうした実地検査により、技能実習計画の認定を取り消されました。今後5年間は、技能実習生の受入れができなくなります。また、新しい在留資格「特定技能」の外国人も同じ期間受入れられないと見られています。

一方、アメとして、監理団体と受入れ企業それぞれに対して優良認定制度ができました。技能検定の合格率や共生への取組み等それぞれにポイントが振られていて、一定のポイントをクリアすれば優良団体、優良企業と認めてもらえます。

そして、監理団体と受入れ企業がどちらも優良である場合は、なんと受入れ枠がこれまでの2倍まで認められるというものです。しかも受入れ期間を3年から5年に延長できるのです。

技能実習、最長5年モデル図



例えば、日本人常勤従業員数30人以下の会社では、これまで技能実習生を最大3人×3年=9人までしか受入れることができませんでしたが、6人×5年=30人まで受入れることができるようになりました。

VI 技能実習制度の問題点

最後に、制度上の問題点を4つお話いたします。

(1) 技能実習生は原則、職場を変わることができない

これもまた、技能移転という趣旨から、一つのところでしっかりと技能を学んで移転してもらわなければならないということになっているからです。その企業の職場環境が、報道されているような、わずかな残業代しか払わないような劣悪なものであっても3年間我慢し続けなければならないこととなります。技能実習生の失踪が増加している理由の一端はここにあります。

強調しておきたいのは、技能実習生を受入れる企業の責任はそれだけ重いということです。なぜなら、技能実習生から転職の自由を奪っているともいえるからです。受入れ企業と技能実習生双方にとって3年間が有益なものとなるよう、事前に立てた計画に基づき、制度に則り、適正に運営する責任があるのです。

(2) 技能実習生には、企業選択の自由がほとんどない

技能実習希望者は日本へ行くため、送出し機関に登録をしています。面接のチャンスがあれば、送り出し機関から連絡があり、面接に参加し、見事合格すれば、日本語を学習して、日本へ行きます。

ただ多くの技能実習生は、とにかく日本へ行き稼ぐことが第一目的であるため、その受入れ企業

が、こういった企業であるかについて情報収集することなく、面接に参加しています。

合格した技能実習生に聞いても、社名と職種、大体の場所くらいしか知りません。

送出し機関にとって、監理団体やすでにその企業で実習している技能実習生を通じて、企業の情報を収集することは難しいことではありません。送出し機関にはそれらを面接参加希望者に提供することで、雇用のミスマッチを防ぐ義務があるはずです。

(3) 4者間の力関係

技能実習生と受入れ企業の関係は本来、単なる2者間の雇用契約関係に過ぎません。しかし技能移転・国際協力という制度理念を実現するために、送出し機関や監理団体が介在することとなっています。そこには当然手数料や監理費といったものが発生します。負担するのは技能実習生と受入れ企業です。

では、この4者の力関係はどうなっているのでしょうか。やはり受入れ企業が「お客様」として一番力が強いのです。送出し機関や監理団体に監理費を支払っている上に、技能実習生には給料を支払っているからです。

その受入れ企業を組合員として傘下に持っている監理団体が二番目です。

それら日本側とつながりがある送出し機関が三番目です。

そして、とにかく日本に行って働きたい技能実習生が四番目、最も弱い立場です。

こうした構造に加えて、過当競争となっている送出し機関の中には、監理団体や受入れ企業に営業攻勢をかけ「面接の際の滞在費、食費、遊興費は当方で負担します」というところや、「いや渡

航費まですべて負担します」というところもあります。さらには、監理団体に対して「技能実習生一人につき10万円をキックバックします。送出し監理費も0円で結構です。受入れ企業から受け取った送出し監理費は監理団体のものにしていただいて結構です」というところまで存在します。

では、これらの費用はいったいどこから出ているのでしょうか？

そうです。最終的には一番立場の弱い技能実習生の負担になっているのです。

この4者以外にも、それぞれの間にブローカーが介在し、仲介料を取ったりする場合があります。もちろんこれらも間接的に技能実習生の負担になります。

こうした現状を踏まえ、我々専門家は、受入れ企業と技能実習生のサポートを行う際に、この最も弱い立場の技能実習生をなんとかして守ることが使命だと考えています。

もちろん、労使を対立関係にとらえて技能実習生の立場に立つ、ということではありません。日頃から培った受入れ企業との信頼関係の下、企業に適正な受入れをお願いしたり、不必要なトラブルを未然に防いだりすることで、間接的に技能実習生を守ることです。

私は、技能実習制度の主役はあくまで技能実習生であるべきだと思っています。

(4) 技能実習生はなぜ失踪するのか

最後に、国会でも大きく取り上げられた技能実習生の失踪についてです。

次頁の表にあるように技能実習生の失踪者数は、毎年大きく増えているのが現状です。その動機は次の通りです。

国名	2016年	2017年	2018年
ベトナム	2,025	3,751	—
中国	1,987	1,594	—
カンボジア	284	656	—
ミャンマー	216	446	—
インドネシア	200	242	—
その他	346	400	—
総数	5,058	7,089	9,052
全技能実習生数に対する割合	2.4%	2.8%	3.0%

※2018年は国別データなし

出典：法務省 技能実習制度の現状（不正行為・失踪）
法務省 技能実習制度運用に関するPT調査・検討結果報告書

1. 低賃金	67.2%
2. 実習後も稼働したい	17.8%
3. 指導が厳しい	12.6%
4. 労働時間が長い	7.1%
5. 暴力を受けた	4.9%

出典：日本経済新聞 2018年11月18日

法令に違反し、賃金の未払いや極端な長時間労働などが一因なのは間違いありません。

しかし、失踪が発生した受入れ企業がすべてブラック企業なのかといえば、決してそうではないということは指摘しておきます。

技能実習生の失踪動機で、最も多いものを一言でいうなら「このままでは来日前に想定していた金額を稼げそうにない。借金を返したらほとんど残らない。私と家族の夢はいったいどうなるのか。一族の期待を背負って来日しているのに、恥ずかしくてこのまま帰ることなどできない」というものです。

思っていたほど残業がなく稼ぐことができないので、SNSでつながった同国人の甘い誘いに乗って、失踪し不法に滞在しながら働くという選択をしたのです。

長時間労働に対して厳しい目が向けられている現在、受入れ企業が36協定で定めた月45時間という残業時間を守っていることが、技能実習生にとっては残業時間が少なすぎる、ということになっているのです。

以上より、結局は技能実習生が来日するために

は多額の借金をしなければならない、という現在の構造上の問題が職場でのトラブルや失踪につながっているということがわかります。

こうした悲劇を生まないためにも、悪質なブローカーや送出し機関、監理団体を排除しなければなりません。

法令や制度に則って堂々と受入れることが、結局は全当事者にとっての利益になるのです。

(全6回の掲載予定)

第1回(2019年10月号)…掲載済
外国人雇用の全体像をつかむ

第2回(2019年12月号)…掲載済
外国人をめぐるデータを読み解く

第3回(2020年2月号)
さらに重要性を増す外国人技能実習制度

第4回(2020年4月号)
入管法改正！新たな在留資格「特定技能」とは

第5回(2020年6月号)
就労ビザ、特定技能、技能実習を比べてみると

第6回(2020年8月号)
外国人の労務管理は未来志向で

《プロフィール》

松本 光正(まつもと みつまさ)

1972年奈良県磯城郡生まれ。神戸大学経営学部卒業。外国人技能実習生受入れ業務等を経て2016年独立開業、専門は外国人雇用。社会保険労務士、申請取次行政書士、中小企業診断士、全国通訳案内士(中国語・英語)。奈良労働局 外国人雇用管理アドバイザー。出入国在留管理庁 登録支援機関。近著に「待ったなし！外国人雇用」-STORYで学ぶ入管法改正- (三恵社、2019年)。

松本光正社労士・行政書士・診断士事務所

〒636-0201 奈良県磯城郡川西町下永 657-1
Tel&Fax 0743-20-6901
E-mail songben0103@gmail.com
URL <http://guestworker.jimdo.com/>